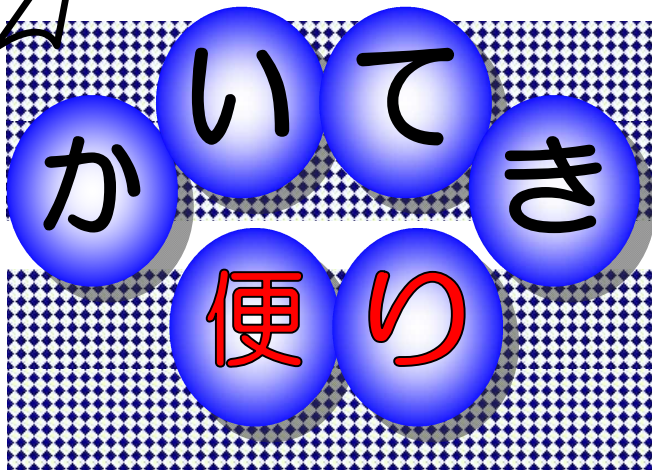


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★



平成24年7月1日発行 第96号

INDEX

- 報酬算定・運営基準
「ヘルパー2級のサービス提供責任者体制の減算の届出について」
- お知らせ
「平成24年度介護職員処遇改善交付金の「実績報告」をご提出ください。」
「平成24年度第1回情報交流集会 高齢者の消費者被害防止について」を開催します。」
- 注意
「医療・介護ベッド用サイドレール等のすき間に頭や首、手足などを挟む事故等の未然防止のための安全点検について」
「福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)」
「社会福祉施設等における今夏の電力需給対策及び熱中症予防に関するホームページのご案内」
- 最近の動向
「医療系介護サービス事業者への集団指導の実施」

報酬算定・運営基準

○ ヘルパー2級のサービス提供責任者体制の減算の届出について

ヘルパー2級資格のサービス提供責任者体制減算の経過措置の届出期限については、当初、平成24年5月1日までとしていたところですが、東京都においては、この提出期限について、**平成24年7月31日(火曜日)【必着】**と再設定したところです。

経過措置の対象となる事業所は早急にお届けください。

なお、現在ヘルパー2級資格のサービス提供責任者を配置していないなど、減算対象とならない事業所であっても、今後新たにヘルパー2級資格のサービス提供責任者を配置することとなった場合には減算の対象となりますので、ご注意ください。

ヘルパー2級のサービス提供責任者体制の減算についての詳細は、以下のホームページに情報を掲載しておりますので、ご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>各サービスに係る通知等>2 訪問介護・介護予防訪問介護

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/2_houkai/index.html)

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

お知らせ

○ 平成24年度介護職員処遇改善交付金の「実績報告」をご提出ください。

平成24年度分の介護職員処遇改善交付金を受給された事業者の方は、交付金をどのような賃金改善に充当したかなどについて、報告していただく必要があります。

提出期限は**平成24年7月31日(火曜日)【必着】**となっております。実績報告書の様式、記入要領などについては、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>介護職員処遇改善交付金

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>)

【処遇改善交付金お問い合わせ専用電話】

介護保険課介護職員処遇改善交付金担当 TEL03-5320-4343

※ 受付時間：平日9時30分～17時（11時45分～13時15分を除く）

○ 「平成24年度第1回情報交流集会 高齢者の消費者被害防止について」を開催します。

東京都消費生活総合センターでは、消費者、行政、事業者の情報交流の場として情報交流集会を開催しています。今回は、成年後見制度の現状について東京都からの報告、新宿消費生活センター、ちよだ成年後見センターから見守りの現場からの報告、その後パネルディスカッションを予定しています。

高齢者の消費者被害が増加し、今では高齢者からの相談が、都内の消費生活センターに寄せられる相談件数全体の3割近くを占めています。高齢者の消費者被害防止について、一緒に考えてみませんか。

【日時】平成24年8月2日(木曜日)14時～16時30分

【場所】東京都消費生活総合センター 教室Ⅰ、Ⅱ

(新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ17階 JR飯田橋駅西口徒歩1分)

【テーマ】高齢者を消費者被害から守るために～制度を活用して高齢者を守る～

【東京都生活文化局ホームページ】→東京くらしWEB>消費生活総合センター>消費者団体情報交流集会

(<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/dantai/index.html>)

【お問い合わせ・お申込先】

東京都消費生活総合センター活動推進課協働事業係 TEL03-3235-4167、FAX03-3235-1229

注意

○ 医療・介護ベッド用サイドレール等のすき間に頭や首、手足などを挟む事故等の未然防止のための安全点検について

医療・介護ベッド用サイドレールやベッド用手すりに関する事故防止のための適切な対応等の実施については、これまで「医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る施設管理者への注意喚起の徹底について」(平成23年2月9日付厚生労働省事務連絡)等によりお願いしているところですが、その後も医療・介護ベッド用サイドレール等に関連した死亡事故等が発生しております。

このたび、厚生労働省及び経済産業省より、「医療・介護ベッド用サイドレール等のすき間に頭や首、手足などを挟む事故等の未然防止のための安全点検について」の通知がありました。詳細は、以下のホームページに通知を掲載しておりますので、ご確認ください。

介護サービス事業者の皆様におかれましては、あらためて施設や在宅における同製品の使用に当たっての注意喚起をすると共に安全性の確保がなされるよう点検し、事故防止に努めていただくようお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>利用者の安全確保にかかる注意喚起>社会福祉施設等における安全確保・事故防止について

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/sisetsu_jikoboushi/index.html)

注意

○ 福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)

消費者庁が公表した重大製品事故のうち福祉用具(手すり(床置き式)用すべり止め金具、電動車いす(ジョイスティック形))に係るものについて、厚生労働省から情報提供がありました。(平成24年6月1日～6月12日公表分。)詳細については、以下のホームページに掲載していますのでご確認ください。

また、これまでに消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構から公表された福祉用具に関する事故情報が、厚生労働省の関係団体である日本福祉用具・生活支援用具協会において公開されています。福祉用具の適切な使用と事故防止にご活用ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>利用者の安全確保にかかる注意喚起

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/shouhi/index.html)

【日本福祉用具・生活支援用具協会(JASPA)】

(<http://www.jaspa.gr.jp/accident/index.html>)

○ 社会福祉施設等における今夏の電力需給対策及び熱中症予防に関するホームページのご案内

今般、政府の電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議の合同会議において今夏の電力需給の見通し及び対策等が示されたところです。

東京電力管内では、「数値目標を伴わない節電」が要請されています。つきましては、社会福祉施設等においても、入所者等の健康に十分配慮いただき、無理のない範囲で節電にご協力くださいますようお願いいたします。

また、厚生労働省のホームページに、熱中症予防のためのリーフレット等が掲載されましたので、事業所内の掲示や職員への周知などにご活用ください。

詳しくは以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>各サービスに係る通知等>0 全サービス
(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/zen/index.html)

【お問い合わせ先】

居宅系サービス 介護保険課介護保険係 TEL03-5320-4291

施設系サービス 施設支援課施設運営係 TEL03-5320-4264

最近の動向

○ 医療系介護サービス事業者への集団指導の実施

東京都福祉保健局指導監査部指導第三課では、5月18、22、25、28日の4日間にわたり、都庁大会議場において、指定訪問看護、訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション、指定介護療養型医療施設の各医療系介護サービス事業者に対して、講習会形式で集団指導を実施しました。

この集団指導は、医療系介護サービスの重要性が高まる中、介護保険制度の下で適切なサービス提供を行っていただくために、これまでの実地指導等で見られた不適切な事例などを踏まえた制度運営上の留意事項や介護報酬の算定事務に関する事項など、日常実務に直結した内容を説明し、事業者の方に理解を深めていただくことを目的として実施しております。

今年度は、4日間で延べ876事業者(出席率95%)と大勢の事業者の方に参加いただきました。

【お問い合わせ先】指導監査部指導第三課 TEL03-5320-4284